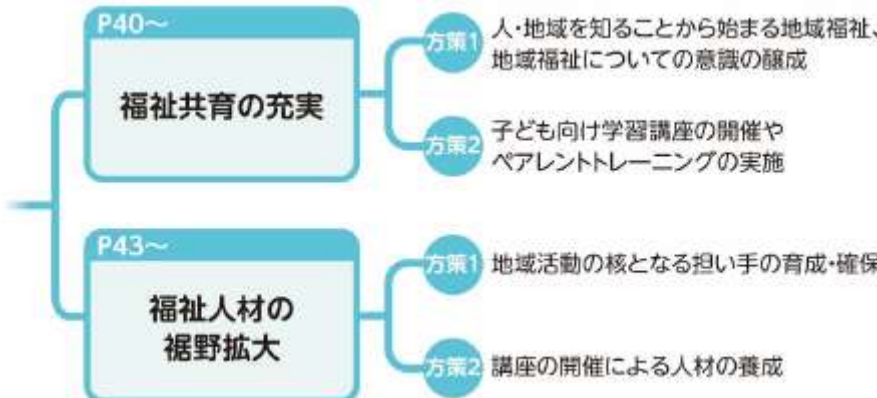
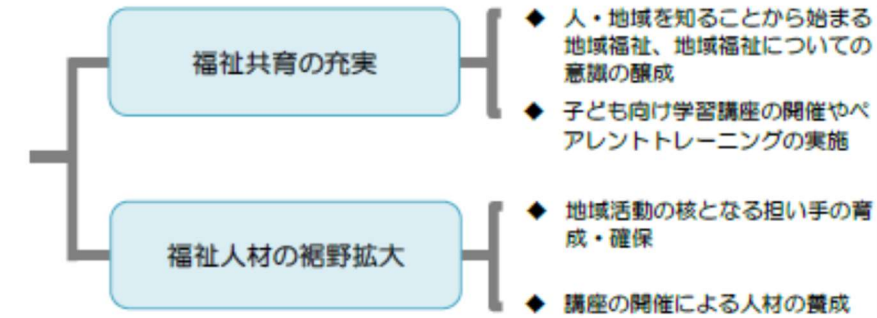


第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>• P 6 （2）関連計画との関係</p> <p>さらに本町では、「地域福祉計画」に生活課題の多様化、複雑化を踏まえ、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るための再犯防止に向けた取り組みを内容とした「再犯防止計画」<u>（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）</u>や成年後見支援、日常生活自立支援の充実を図る「成年後見制度利用促進計画」<u>（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）</u>等を包含する計画とします。</p> <p>• P 7、P 3 1、P 3 3、P 3 5</p> <p>「<u>地域共生社会</u>」</p> <p>• P 3 3、P 3 5</p>  <p>The diagram on the left side of the 'Change After' column details two main areas: 'Welfare Co-education Improvement' (P40~) and 'Expansion of Welfare Personnel' (P43~). 'Welfare Co-education Improvement' includes Strategy 1 (raising awareness of local welfare) and Strategy 2 (learning seminars for children and parent training). 'Expansion of Welfare Personnel' includes Strategy 1 (training core volunteers) and Strategy 2 (personnel training through seminars).</p>	<p>• P 6 （2）関連計画との関係</p> <p>さらに本町では、「地域福祉計画」に生活課題の多様化、複雑化を踏まえ、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るための再犯防止に向けた取り組みを内容とした「再犯防止計画」や成年後見支援、日常生活自立支援の充実を図る「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画とします。</p> <p>• P 7、P 3 1、P 3 3、P 3 5</p> <p>「<u>地域福祉社会</u>」</p> <p>• P 3 3、P 3 5</p>  <p>The diagram on the right side of the 'Change Before' column shows two main areas: 'Expansion of Welfare Co-education' and 'Expansion of Welfare Personnel'. 'Expansion of Welfare Co-education' includes goals like raising awareness and implementing seminars. 'Expansion of Welfare Personnel' includes goals like training core volunteers and personnel training through seminars.</p>

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>・ P 4 5</p> <p>◆ 地域住民が認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、見守り体制の構築に取り組みます。</p> <p>認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る「応援者」です。認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、サポーターのできる範囲で、見守りや手助け等の活動をします。<u>また、認知症の普及啓発のシンボルカラーはオレンジです。オレンジ色の花を認知症の人とその家族などと一緒に豊山町全体に咲かせる取り組みなどを実施し、地域全体で認知症への理解を深めます。</u></p> <p>・ P 4 7</p> <p>重点項目1 ボランティア活動の充実・支援</p> <p><u>ボランティアは、「自ら進んで活動する」という意味があります。ボランティアされる側を尊重し、互いに支え合い、学び合いながら、ボランティアする側とされる側の思いを重ね合う共感の姿勢が必要です。</u></p> <p><u>ボランティア活動に欠かすことのできない自発性・自主性をはぐくみ、地域福祉活動の活動基盤を充実させるとともに、ボランティアや町民活動に対する支援や担い手の育成等の推進を図ります。</u></p>	<p>・ P 4 6</p> <p>◆ 地域住民が認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、見守り体制の構築に取り組みます。</p> <p>認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る「応援者」です。認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、サポーターのできる範囲で、見守りや手助け等の活動をします。</p> <p>・ P 4 8</p> <p>重点項目1 ボランティア活動の充実・支援</p> <p>地域福祉活動の活動基盤を充実させるため、ボランティアや町民活動に対する支援や担い手の育成等の推進を図ります。</p>

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>・ P 4 9</p> <p>◆ 世代に応じた居場所や遊び場の充実を進めます。</p> <p>総合福祉センターは、児童、高齢者、障がいを持つ人などの福祉の増進及び住民の相互交流を図り、人にやさしく、潤いのある地域福祉社会を形成するまちづくりを進めるために設置しました。<u>センターのあり方について、調査・研究を進めるとともに、センター機能を核として公民館などの社会資源を活用し、世代に応じた居場所づくりや遊び場の充実を図っていきます。</u></p> <p>・ P 5 0 （「人づくり」から「環境づくり」へ移行）</p> <p>◆ 放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図ります。</p> <p>放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図るため、放課後児童の居場所づくりを進めます。</p> <p>令和5年度においては、志水小学校区の放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の運営を町が行い、将来的な一体化に向けた検証を行いました。<u>引き続き、放課後児童の居場所づくりのあり方について検討を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず「インクルージョン」の環境づくりについても調査を進めます。</u></p>	<p>・ P 5 0</p> <p>◆ 世代に応じた居場所や遊び場の充実を進めます。</p> <p>総合福祉センターは、児童、高齢者、障がいを持つ人などの福祉の増進及び住民の相互交流を図り、人にやさしく、潤いのある地域福祉社会を形成するまちづくりを進めるために設置しました。<u>センター機能を核として、世代に応じた居場所づくりや遊び場の充実を図っていきます。</u></p> <p>・ P 4 5</p> <p>◆ 放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図ります。</p> <p>放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の効果的かつ効率的な運用を図るため、放課後児童の居場所づくりを進めます。</p> <p>令和5年度においては、志水小学校区の放課後子ども教室と放課後児童クラブなかよし会の運営を町が行い、将来的な一体化に向けた検証を行っています。</p>

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>・ P 5 3 住民の取り組み</p> <p>◆ <u>地域にいる犯罪や非行から立ち直ろうとしている人に対し、偏見を持たず、温かい視線で見守る</u></p> <p>・ P 5 5</p> <p>方策2 庁内関係課や各機関との連携体制の強化</p> <p>◆ 実務担当者レベルのケース会議を行い、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に努めます。</p> <p><u>社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるものの既存制度の対象となりにくいケースや、いわゆる8050問題やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱え、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。</u></p> <p><u>複合・複雑化する課題に対し、適宜、ケース会議を開催し、支援を必要とするケースに対して、関係者や関係機関が連携・情報共有し、課題の解決に向けて最適な支援を検討していきます。</u></p> <p>◆ <u>ヤングケアラーの支援を進めます。</u></p> <p><u>「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこ</u></p>	<p>・ P 5 5</p> <p>方策2 庁内関係課や各機関との連携体制の強化</p> <p>◆ 実務担当者レベルのケース会議を行い、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に努めます。</p> <p><u>住民が抱える課題は複合・複雑化しています。適宜、ケース会議を開催し、支援を必要としているケースに対して、関係者や関係機関が連携・情報共有し、課題の解決に向けて最適な支援を検討していきます。</u></p>

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p><u>とが懸念されています。ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校、関係事業所と協力することで早期に発見することが必要です。ヤングケアラーが孤立することのないよう、相談できる支援体制を推進し、社会全体で支えていきます。</u></p> <p>・ P 5 7 （重点項目の方策2として、項目起こし）</p> <p><u>方策2 SNSなどの活用による健康福祉サービスの情報普及の推進</u></p> <p>◆ <u>健康福祉サービスの情報普及を強化します。</u></p> <p>広報とよやま、町ホームページ、SNSでの分かりやすい情報提供や各種研修会などの充実により情報提供を推進します。<u>SNSの活用では、「#豊山町」「#地域福祉」「#健康福祉サービス」「#とよやま福祉の“わ”」などのハッシュタグを付け、写真を通して、分かりやすく、新しい情報をお届けします。</u></p> <p>・ P 5 8</p> <p>◆ <u>保護司会などの関係機関と協同し、社会を明るくする運動などを通じて再犯防止に関する地域の理解を促進します。また、犯罪をした人の社会復帰として、就労及び住居の確保のための取組みを進めます。</u></p> <p>法務大臣から委嘱された保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。引き続き、保</p>	<p>・ P 5 6</p> <p>◆ 福祉サービスの情報普及を強化します。</p> <p>広報とよやま、町ホームページ、SNSでの分かりやすい情報提供や各種研修会などの充実により情報提供を推進します。</p> <p>・ P 5 8</p> <p>◆ <u>保護司会などの関係機関と協同し、社会を明るくする運動を推進します。</u></p> <p>法務大臣から委嘱された保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。引き続き、保</p>

第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案） 第3回策定委員会からの主な変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>護司会などと協同し、街頭や学校において啓発活動等を実施し、<u>犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築を推進するとともに、社会復帰に向けた支援を進めます。</u></p> <p>・ P 9 3～ 資料編（資料追加）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 2 豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿 3 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(諮問) 4 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について(答申) 5 策定経過 6 計画の根拠法令 7 用語集 8 豊山町基礎データ 	<p>護司と協同し、街頭や学校において啓発活動等を実施し、<u>犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築を推進します。</u></p>